

鴻巣市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

第1 通則

1 目的

このガイドラインは、防犯カメラを設置及び運用する者が配慮すべき事項を定めることにより、個人のプライバシー保護を図るとともに、個人情報の適切な取り扱いに留意し、防犯カメラに対する信頼を確保しながら、市、市民及び事業者が協力して、安全安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

(1) 防犯カメラ

犯罪の防止その他公共の安全の維持等を目的として、不特定多数の者又は公共施設の利用者が自由に利用できる公共の場所を撮影対象に常設する画像記録装置を有する映像機器及びこれに附属する機器をいう。

(2) 画像

防犯カメラによって撮影、記録されたものであって、それによって個人等を識別できるものをいう。

第2 設置に関する基本原則

1 設置目的の明確化

防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、犯罪の防止その他公共の安全の維持等、設置目的を明確にし、その目的を逸脱した運用を行ってはならない。

2 撮影範囲と設置場所

防犯カメラを設置するにあたっては、設置目的に則して必要最小限の範囲で撮影範囲を設定し、不必要な画像ができるだけ記録されないよう、設置場所、台数、角度、画角を決める。

3 設置の表示

設置者は、設置場所又はその周辺に、防犯カメラを設置していること、及

び設置者の名称を表示する。

第3 運用に関する基本原則

1 管理体制

(1) 管理責任者・運用責任者

設置者は、防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を図り、個人情報の取り扱いに配慮するため、管理責任者、運用責任者及び画像取扱者（以下これらを「管理責任者等」という。）を置く。

- 1 管理責任者は、防犯カメラの適正な設置、管理及び運用並びに画像の適正な管理を統括する。なお、管理責任者は、運用責任者を兼任することができる。
- 2 運用責任者は、防犯カメラの保守点検及び維持管理に関すること並びに画像取扱者の指定に関することの業務を行う。
- 3 画像取扱者は、運用責任者の指示を受け、防犯カメラの操作及び画像の取扱いに関する業務を行う。

(2) 操作及び取扱いの制限

操作及び取扱は、運用責任者又は画像取扱者が行う。

2 画像の適正な管理

管理責任者等は、画像について次のように取り扱うものとする。

(1) 画像の保護

画像記録装置又は記録媒体については、防護された場所で厳重に管理し、インターネット回線等により映像の送受信を行う場合は、パスワードを設定するなど情報漏えい防止措置を十分に講じる。また、記録媒体一体型防犯カメラ等については、記録媒体取り出し部を施錠可能なケースで保護するなど、運用責任者及び画像取扱者以外の者が外部へ持ち出しできないようにする。

(2) 画像の保存期間

画像の保存期間は、撮影日の翌日から起算して30日以内とする。

ただし、防犯カメラの機器の仕様等のためこれにより難い事情がある場合は、管理責任者が保存期間を別に定めるものとする。

(3) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、データの上書き又は初期化などにより確実に消去する。記録媒体（記録媒体を内蔵している画像記録装置を含む。）を破棄する場合、画像の読み取り又は復元ができないようにしてから処分する。

（４）画像の加工禁止

画像を保存する場合は、撮影された状態のままとし、加工したものを保存してはならない。

3 秘密の保持

管理責任者等は、防犯カメラの画像と画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。

このことは、管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

4 画像の提供

管理責任者等は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に画像を提供してはならない。

ア 法令等に定めがある場合

イ 捜査機関から犯罪又は事故の捜査の目的で、文書により画像提供の要請を受けた場合

ウ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

上記に基づき、第三者に画像を提供する際に相手方の身分を確認し、提供した日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録する。

第４ 設置者の義務

1 設置運用規程

（１）設置運用規程の策定

設置者は、このガイドラインが示す基準を遵守して防犯カメラの設置及び運用が行われるよう、設置及び管理運用に関する規程（以下「設置運用規程」という。）を策定しなければならない。

（２）設置運用規程の遵守

設置者は、このガイドライン及び策定した設置運用規程を遵守しなければならない。

(3) 設置運用規程の周知

設置者は、設置運用規程が遵守されるよう、管理責任者等に対し周知徹底を図る。

2 問い合わせ等への対応

管理責任者等は、防犯カメラに関する問い合わせ又は苦情（以下「問い合わせ等」という。）を受けた場合、問い合わせ等の対象が設置目的又は設置運用規程に照らして適正な行為かどうか判断し、誠実かつ迅速に対応する。

3 防犯カメラの保守点検と撤去

(1) 保守点検

管理責任者等は、防犯カメラに関わる機器を定期的に点検し、修理・修繕等を行う。

(2) 撤去

管理責任者等は、防犯カメラの運用を廃止する場合、責任を持って撮影装置や設置表示を撤去する。

第5 その他

1 業務の委託

設置者は、防犯カメラの設置及び運用を含めた施設管理業務、警備業務等を委託する場合には、このガイドライン及び設置運用規程の遵守を委託契約の条項に設けるなど、適正な設置及び運用を遵守させなければならない。

2 見直し

このガイドラインは、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

附則

(施行期日)

このガイドラインは、令和7年3月14日から施行する。